

大分県報

令和七年
第六五〇号
十月二十一日

（火曜日）

目次

告示

- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………一
- 道路区域の変更……………一
- 道路の供用開始……………一
- 労働委員会告示……………二
- 大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正……………二

〇告 示

大分県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年十月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災ダム事業

出口地区

令七・一〇・二一から
令七・一一・一〇まで

日田市役所

大分県告示第四百一号

令和七年十月二十一日

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延 長

県道庄内久住線

由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四八六番二地先から
由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四八八番二地先まで

前

メートル
七・八
六・〇

メートル
五八・〇

由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四八六番二から
由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四八八番二まで

後

二二・三
一四・〇

五八・〇

大分県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道渋見成恒中津線

中津市三光田口字木崎一四一五番三から
中津市三光成恒字丸林四五四番一地先まで

令七・一〇・二一

大分県報（告示）

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第二号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示（令和七年大分県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十一日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

渡邊博子

大分県労働委員会公益委員
大分大学経済学部教授

令 四・二・二二

を

渡邊博子

大分県労働委員会公益委員
大分大学理事（教育担当）・副学長

令 四・二・二二

に改

める。